

「成城学園中学校高等学校いじめ防止基本方針」

【基本理念】

成城学園の創立者澤柳政太郎は、大正6年（1917年）の成城小学校の創設に際し、その創設趣意書の中で「個性尊重の教育」「自然と親しむ教育」「心情の教育」「科学的研究を基とする教育」の四つの綱領を公にしました。これは「四綱領」として、学園の普遍的理念として生きています。また大正15年（1926年）の成城高等学校(旧制)の第一回入学式において澤柳政太郎が訓示で述べた、「人生は真善美を理想とすると言われるが、学校は真理が行われ道徳が通りまた美的の所でありたい」との言葉は、「澤柳教書」と呼ばれ、創立者の理想がもっとも明確に訴えられたものとして、全校でその精神が受け継がれています。

さらに成城学園では、創立100年を第二のスタートラインとして、澤柳精神に基づき、次の100年を見据えた「第2世紀プラン」を作成・提示しました。以下のミッションとビジョンは、成城学園中学校高等学校が、今後の本校の教育的使命を明確にするために掲げているものです。

成城学園中学校高等学校ミッション

「自学自習」と「自治自律」の精神を尊び、質の高い学び、人間的な成長を促す多様な経験、そして心身の鍛錬を通して、自らの個性を磨く力を養います。
また、創造的営みを可能とするすぐれた感性、試練を克服する強い意志、他者との共生・協働を可能とする柔軟で寛容な心を養成します。

成城学園中学校高等学校ビジョン

- 個を磨き、互いに高めあう教育
- 主体的な学習者を育てる教育
- 真の教養と生きる力を培う教育
- 独立独行の基礎を築く教育
- 地球市民を育てる教育

真善美の理想が実現する社会、それがすなわち学校であるとした澤柳政太郎は、真理と道徳を重んじ、表裏なく気高く、しかも柔和な学生の育つ学校を目指しました。

学校生活における「いじめ」は、個の尊重を否定し、心情の教育に背き、真善美に反する行為であるがゆえ、本校の理念からしても決して許容できない行為であることは言を待ちません。「個を磨き、互いに高めあい」、「主体的な学習者」として「真の教養と生きる力を培い」、「独立独行」可能な人間として、「地球市民」として行動する人間を育成するために、本校は、「いじめ」を断固退け、排除する不断の努力を怠らないことを誓うものであります。生徒・教員への啓蒙をいっそうはかるとともに、予防・対処を明確なものとするため、総合的かつ効果的に推進するため、ここに「いじめ防止基本方針」を策定するものです。

【いじめの定義といじめの禁止】

本校の「いじめ防止基本方針」の諸規定は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月 28 日公布、同年 9 月 28 日施行）に基づくものとする。

1 「いじめの定義」 いじめ防止対策推進法第 2 条には以下のように定められている。

「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

「この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。」

2 「いじめの禁止」 いじめ防止対策推進法第四条には以下のように定められている。

「児童等は、いじめを行ってはならない。」

【成城学園中学校高等学校のいじめ防止基本方針】

第 1 いじめ防止基本方針の策定等

1 いじめ防止基本方針の策定

本校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめの対処
- (4) 学校の基本方針の評価

2 いじめ対策委員会の設置

(趣旨)

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

校長、副校長、教務部長、生活部長、研究部長、総務部長、養護教諭、スクールカウンセラー、事務長

(設置期間)

委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項)

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・いじめ防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・その他いじめ防止等に関すること。

第2 いじめの防止

1 いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

2 道徳教育及び体験活動等の充実

生徒に対して、いじめの防止のために、生徒の道徳教育及び体験活動の充実を図る。

3 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

4 生命教育の推進

多種多様の機会と教材を通じて、『生命教育』の徹底を図り、他者を労わる心の育みや自殺等の衝動的な行動に進まない指導を行う。

第3 いじめの早期発見

1 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

2 定期的な調査その他の必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

3 情報の収集と共有

担任面談を定期的に行い、生徒からの情報を収集するとともに、いじめの早期発見と早期対応を行う。また、クラス担任、学年主任、部活動顧問、養護教諭やスクールカウンセラーとの連絡を密にし、いじめに関する情報の共有をはかる。

4 いじめの疑いある事案を把握したときの措置

生徒、保護者及び教職員等から、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。

第4 いじめへの対処

1 事実の有無の確認を行うための措置等

(1) 事実の有無の確認を行うための措置

必要に応じて質問票の使用や聴取り調査、担任面談等により、事実の有無の確認を行うための措置（以下「調査」という。）を行う。

(2) 学園長への報告

調査結果について、学園長に報告する。

2 いじめがあったことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた生徒等への対応

- ・ いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。
- ・ 必要に応じて、いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。
- ・ 早急に、いじめを受けた生徒及び保護者に対する支援の方策を検討し、周囲の生徒への対応も考慮しながら適切な対処を行う。

(2) いじめを行った生徒への対応

- ・ いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。
- ・ 早急に、いじめを行った生徒に対する指導を実施し、周囲の生徒への対応も配慮しながら適切な対処を行う。

(3) 保護者間での情報の共有等

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

(4) 警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

- (5) いじめを行った生徒に対し、保護者同席のもと、校長より厳重な注意を行い、再発の防止に努める。また、同じ生徒により再び同様の重大事態があった場合は、それ相当の懲戒処分となることを確認する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態調査委員会の設置

(趣旨)

法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を学校に設置する。

(構成)

生徒指導部会（生活部長、生活部副部長（中）、生活部副部長（高）、生徒指導主任（中）、生徒指導主任（高）、各学年主任、他）、
クラス担任、養護教諭、スクールカウンセラー

(設置期間)

調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

(所掌事項)

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

(2) 迅速な対応

担任を含めた学年会と生徒指導部会とも連携し、事実関係の把握といじめを行った生徒の指導における早急な対応を進める。状況に応じて、学年集会や保護者会を行い、周囲の生徒への影響も考慮し、適切な対応を行う。

(3) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

(4) 学園長及び東京都私学部への報告等

校長は、重大事態が発生したときの及び調査結果について、速やかに学園長及び東京都（私学部）に、その旨を報告する。

重大事態への対処について、必要に応じて、学園長及び東京都（私学部）と連携、協力して対応を行う。

4 いじめへの対処

学校における、いじめへの対処に係る流れについて、別紙のとおり定める。

第5 学校の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

○ いじめ事案への対応フロー図

